

愛媛大学重信事業場保育所入所選考基準

平成26年9月12日

令和7年3月3日

重信事業場保育所運営協議会決定

(趣旨)

第1条 愛媛大学重信事業場保育所の入所者の選考に関する取扱いについては、この選考基準による。

(入所者の選考)

第2条 運営協議会は、入所を希望する乳幼児の数が保育所の収容定員を超えるとき又はその他やむを得ない事由があるときは、入所者の選考を行う。

2 選考は、入所申込のあった乳幼児について、別表により世帯ごとの点数を算出し、高得点の世帯の乳幼児から優先的に入所させる。ただし、病院長が特に必要と認める場合は、個別の事情を考慮し、入所を認めることができる。

3 前項の算出の結果、世帯の点数が同一となる場合は、当該世帯の抽選により順位を決定する。

(その他)

第3条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は運営協議会が別に定める。

附 則

この基準等は、平成26年9月12日から施行し、平成26年10月1日の入所者から適用する。

附 則

この基準等は、令和7年3月3日から施行し、令和7年4月1日の入所者から適用する。

別表

区分等	番号	項 目	配点
申込者	1	愛媛大学医学部附属病院に勤務する医師、看護職員若しくは医療技術職員（以下「医療従事者」という。）で、週の所定労働時間が38時間45分の者（育児短時間勤務申出者、申出予定者を除く。）	50
	2	医療従事者で、週の所定労働時間が38時間45分未満の者	40
	3	重信事業場職員（医療従事者を除く。）で、週の所定労働時間が38時間45分の者	30
	4	重信事業場職員（医療従事者を除く。）で、週の所定労働時間が38時間45分未満の者	20
	5	重信事業場での就業について、毎月、宿直勤務又は夜勤の割振がある者	50
	6	重信事業場での就業について、病院等業務の為に頻繁に19:00以降に託児をする必要がある者	50
配偶者	7	医療従事者で、週の所定労働時間が38時間45分の者（育児短時間勤務申出者、申出予定者を除く。）	50
	8	医療従事者で、週の所定労働時間が38時間45分未満の者	40
	9	重信事業場職員（医療従事者を除く。）で、週の所定労働時間が38時間45分の者	30
	10	重信事業場職員（医療従事者を除く。）で、週の所定労働時間が38時間45分未満の者	20
	11	死亡、離別、行方不明等により配偶者がいない場合	50
	12	配偶者が遠隔地へ単身赴任又は1年以上の長期出張中である場合	30
該当する場合にいずれか1項目配点する	13	重信事業場での就業について、毎月、宿直勤務又は夜勤の割振がある者	50
	14	重信事業場での就業について、病院等業務の為に頻繁に19:00以降に託児をする必要がある者	50
祖父母	15	祖父母の全員が遠隔地在住又は死亡等のため保育の援助が期待できない場合	50
	16	近隣在住の祖父母がいるが、就労又は病気等のため保育の援助が期待できない場合	30
その他	17	育休取得により一時退所し、育休明けに再入所する場合	30